

「平成17年度政務調査費（議員支給分）に関する知事措置請求」
に係る監査結果について（通知）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づき提出された住民監査請求について監査した結果を、下記のとおり通知します。

記

- 1 請求のあった日
平成18年6月13日
- 2 請求人
松江市 渡部美津子
- 3 請求の要旨
 - (1) 島根県議会事務局は、島根県議会議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、議会における会派に月額3万円、議員に月額27万円の政務調査費を交付している。
 - (2) 平成17年度の議員支給分に係る収支報告書は、議員の申し合わせにより従前の「収支報告書のみ」から、より詳細な内訳書が添付される例が多くなり、「透明度」の点からすれば若干の前進が見られた。
 - (3) この収支報告書の内容を詳細に見れば、「資料作成費」や「広報費」で名刺を印刷した例、「広報費」で会報を発行、郵送している例、「人件費」で秘書給料を支出している例、「調査研究費」や「事務所費」で車のリース料を支払っている例、「調査研究費」で月ごとのタクシー代を支払っている例及び年間のガソリン代を一括支出している例など、議員の政治活動経費のために政務調査費を流用している例が多く見られた。
 - (4) 議員個々に支給される政務調査費は、県政に関する調査研究を目的として支出される経費であり、議員個人の政治活動経費はその目的外支出にあたり、地方自治法の規定に反する。
 - (5) 議員報酬或いは個人の政治活動資金で賄うべき経費に政務調査費を充当するのは、県議会議員の不当利得と解され、県民感情からすれば不当以外の何物でもない。
 - (6) よって、平成17年度に支出された政務調査費議員支出済額1億2,481万円余（公費充当額1億2,063万円余）の用途を精査し、本来の用途基準に反した支出について議員個々に返還を求めるよう島根県知事に勧告されたい。

4 請求の受理

本件請求は、地方自治法（以下「法」という。）第242条第1項及び第2項に規定する要件を具備しているものと認め、平成18年6月13日をもってこれを受理した。

5 請求人の証拠の提出及び陳述

法第242条第6項の規定に基づき請求人に証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ、平成18年7月3日、請求人が新たな証拠を提出するとともに請求の要旨を捕捉する陳述を行った。

6 監査の対象

請求人の請求要旨等から、監査対象事項を平成17年度一般会計の議会費の負担金補助金及び交付金のうち本件請求に係る政務調査費の議員支給分とし、監査対象機関を島根県知事の補助執行者として平成17年度の交付事務を行った県議会事務局とした。

なお、本件請求に係る政務調査費の支出については、支出の日から1年を経過した後のものがあるが、島根県政務調査費の交付に関する条例（平成13年島根県条例第31号）第13条第2項の規定による閲覧が可能になった時期が平成18年6月1日であることから、法第242条第2項ただし書に規定する正当な理由があると認められるので、監査の対象とした。

7 監査委員の除斥

本件請求の監査において、藤山勉監査委員及び絲原徳康監査委員は、当該支出に関し直接の利害関係を有するため、法第199条の2の規定により、本件監査から除斥とした。

8 監査の実施結果

監査対象事項について、関係する条例又は規程等との照合、関係書類等の調査、監査対象機関からの事情聴取等を実施した結果、次の事項を確認した。

(1) 島根県政務調査費の交付に関する条例（平成13年3月、県条例第31条。以下「条例」という。）の制定経緯について

平成12年4月にいわゆる地方分権一括法の施行により、地方公共団体の自己決定・自己責任が拡大するなか、地方議会が担う役割はますます重要なものとなり、会派又は議員の調査研究活動の基盤を充実させ、ひいては議会の審議能力を強化し、その活性化を図るため平成12年5月、法の一部改正により地方公共団体の議会における会派又は議員に対し、条例に基づいて政務調査費を交付することができることとなった。

島根県議会では、政務調査費の額や条例などを検討するため、平成12年7月に議員7名で構成する「政務調査費条例に関する懇話会」を設置し、条例案等の

検討を行い、同年 1 2 月に検討結果を議長に報告した。

議長はこれを受け、他県等の状況調査や検討を行ったうえ、平成 1 3 年 2 月定例県議会に提案し、同年 3 月 1 3 日に可決成立、同年 4 月 1 日から施行された。

(2) 条例の内容について

条例の趣旨 (条例第 1 条)

この条例は法第 1 0 0 条第 1 3 項及び第 1 4 項の規定に基づいて、島根県議会議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、議会における会派及び議員に対し政務調査費を交付することに関し必要事項を定める。

議員に係る政務調査費 (条例第 4 条)

議員に係る政務調査費は、月額 2 7 万円を月の初日に在職する議員に対し交付するとし、また、月の途中において議員の辞職等があった場合、これらの事由が生じた日の属する月の政務調査費の交付については、これらの事由が生じなかったものとみなす。

支給を受ける議員の通知 (条例第 6 条)

議長は、政務調査費の支給を受ける議員について、毎年度 4 月 5 日までに、また、年度の途中において議員の異動が生じたときは速やかに知事に通知しなければならない。

政務調査費の交付決定 (条例第 7 条)

知事は、議長からの通知に係る議員について政務調査費の交付の決定を行い、議員に通知しなければならない。

政務調査費の交付 (条例第 8 条)

知事は、交付の決定を行った議員に対し毎四半期の最初の月の 1 5 日 (その日が県の休日に当たるときは、その翌日) に当該四半期に属する月数分の政務調査費を交付するものとする。

また、1 四半期の途中で辞職等により議員でなくなったときは、議員でなくなった日の属する月の翌月 (その日が月の初日の場合は、当月) 分以降の政務調査費を速やかに返還しなければならない。

政務調査費の使途 (条例第 9 条)

議員は、政務調査費を別に定める使途基準に従い使用しなければならない。

収支報告書の提出 (条例第 1 0 条第 1 項、第 3 項)

議員は、政務調査費に係る収入及び支出の報告書 (以下「収支報告書」という。) を別に定める様式により年度終了日の翌日から起算して 3 0 日以内に議長に提出しなければならない。

また、議員は、辞職等により議員でなくなったときには、その日の属する月までの収支報告書を別に定める様式により議員でなくなった日の翌日から起算して 3 0 日以内に議長に提出しなければならない。

議長の調査 (条例第 1 1 条)

議長は、政務調査費の適正な運用を期するため、収支報告書が提出されたときは、必要に応じ調査を行うものとする。

政務調査費の返還（条例第12条）

議員は、その年度に交付を受けた政務調査費に残余を生じたときは、収支報告書の提出後速やかに当該残余額を知事に返還しなければならない。

収支報告書の保存及び閲覧（条例第13条）

収支報告書は提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで議長が保存しなければならない。また、県内に住所を有する者等は、収支報告書の閲覧を請求することができる。

議長への委任（条例第14条）

条例に定めるもののほか、政務調査費の交付に関し必要な事項は、議長が別に定める。

(3) 島根県政務調査費の交付に関する規程（平成13年3月、議会告示第2号。以下「規程」という。）の内容について

趣旨（規程第1条）

条例に基づいて政務調査費の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

政務調査費の使途基準（規程第4条）

議員に係る政務調査費は別表第2（下記の表）のとおりとする。

項目	内容
調査研究費	議員が行う島根県の事務及び地方行財政に関する調査研究並びに調査委託に要する経費
研修費	団体等が開催する研修会、講演会等への議員及び議員の雇用する秘書等の参加に要する経費
会議費	議員が行う地域住民の島根県政に関する要望、意見を吸収するための各種会議に要する経費
資料作成費	議員が議会審議に必要な資料を作成するために要する経費
資料購入費	議員が行う調査研究のために必要な図書、資料等の購入に要する経費
広報費	議員が行う議会活動及び島根県政に関する政策等の広報活動に要する経費
事務所費	議員が行う調査研究活動のために必要な事務所の設置、管理に要する経費
事務費	議員が行う調査研究に係る事務遂行に要する経費
人件費	議員が行う調査研究を補助する職員を雇用する経費

収支報告書写しの知事への送付（規程第6条）

議長は、議員より提出された収支報告書の写しを、知事に送付するものとする。

証拠書類等の整理保管（規程第7条）

議員は、政務調査費の支出について、会計帳簿を調製しその内訳を明確にするとともに、証拠書類等を整理保管し、これらの書類を当該政務調査費の収支報告書を提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保管

しなければならない。

収支報告書の閲覧（規程第8条）

収支報告書の閲覧は、当該収支報告書を提出すべき期間の末日の翌日から起算して30日を経過した日の翌日からすることができる。なお、閲覧は、議会議務局長が指定する場所で、職員の勤務時間中にしなければならない。

（4）政務調査費に係る申し合わせについて

平成17年12月8日に議会の各派の代表者会議が開催され、議員の自主的な対応として平成17年度の収支報告書については、一件3万円以上の支出について内訳書を添付することが申し合わせられた。

（5）平成17年度政務調査費の執行状況について

政務調査費の交付を受ける議員等の通知（条例第6条）

議長は、平成17年度において政務調査費の交付を受ける議員について、平成17年4月1日付けで知事に通知した。

なお、平成17年8月17日に議員1名の辞職があったため、同日付けで議長は、知事に異動通知を行った。

政務調査費の交付決定（条例第7条）

知事は、この通知を受け平成17年4月1日付けで平成17年度政務調査費（議員支給分）について交付決定し、各議員に通知した。交付額は、1億2,312万円（27万円×38名×12ヶ月分）であった。

なお、平成17年8月17日に議員1名の辞職があり、議長からの異動通知を受け、知事は同日付けで1,890千円（27万円×7ヶ月分（9月以降分））を減額する変更交付決定を行った。

政務調査費の交付（条例第8条）

知事は、議員に対し毎四半期の最初の月の15日（その日が県の休日に当たるときは、その翌日）に当該四半期に属する月数分の政務調査費を交付した。

第1四半期分については、平成17年4月15日に30,780千円（27万円×38名×3ヶ月分）

第2四半期分については、平成17年7月15日に30,780千円を交付した。

なお、議員辞職により交付済みのうち9月分について返還手続きが平成17年8月17日に行われ、同月25日に該当者から返納された。

第3四半期分については、平成17年10月17日に29,970千円（27万円×37人×3ヶ月分）

第4四半期分については、平成18年1月16日に29,970千円が、それぞれ交付され、その結果、交付額は1億2,123万円であった。

収支報告書の提出（条例第10条）

37名の議員は、平成18年4月4日から30日の間に収支報告書を提出し

た。

その内、議員 32 名については、政務調査に係る経費を交付額以上に支出されていたが、残りの議員 5 名については、交付額未滿の支出がされていた。

なお、平成 17 年 8 月 17 日付けで辞職した議員は、平成 17 年 9 月 13 日に収支報告書が提出され、交付額以上に支出していた。

議長による調査の実施状況（条例第 11 条）

議長は、政務調査費の適正な運用を期するため収支報告書が提出されたときは、必要に応じ調査を行うものとされているが、その必要性を認めなかったことから、調査を実施しなかった。

収支報告書に基づく残余额の返還（条例第 12 条）

平成 17 年度に交付を受けた政務調査費に残余を生じた議員 5 名について、収支報告書に基づいて精算手続きが平成 18 年 5 月 17 日に行われ、5 月末日までに総額 596,936 円が返還された。

使途基準に基づく内容確認等の状況（条例第 9 条、規程第 4 条）

知事は法第 153 条の規定に基づき予算執行権限を県議会事務局長ほか一部の書記に委任し、これにより議会事務局が政務調査費の交付事務を行っている。

議会事務局は、平成 17 年度政務調査費収支報告書の写しの提出を受け、支出額の確認及び報告書に添付された収支内訳書の記載内容の点検を行った。

その結果、内容については、法及び条例並びに規程に基づいて議員の調査研究に資するため必要な経費として支出されていたことを確認した。

しかしながら、議会事務局は、委員監査のなかで政務調査費と費用弁償との重複の有無について確認があったため、再点検したところ疑義が生じた。

このため、議長は平成 18 年 7 月 25 日、各議員に対し早急に政務調査費収支報告書（別紙内訳書を含む）の記載内容について再確認するよう要請した。

この結果、平成 18 年 7 月 31 日に政務調査費と議会費の旅費について、重複等が認められた議員 12 名から議長に対し収支報告書の修正報告があり、また、知事にその写しが送付された。

議会事務局は修正内容を確認し、平成 18 年 8 月 7 日、政務調査費の返還が必要となった 7 名の議員に対し、平成 17 年度政務調査費のうち総額 639,621 円の返還を求める事務手続きを行った。

9 監査委員の判断

請求の要旨に沿って監査を実施したところ、島根県知事が平成 17 年度に島根県議会議員に交付した政務調査費の会計処理の状況を見ると、交通費・宿泊費については、費用弁償と重複した額等について自主的に該当議員から返還されることになった。それ以外の支出については法令、条例、規程及び島根県会計規則に基づいて執行されており、明らかに違法と認められ、かつ、講ずべき措置の対象となるものはないと判断した。

なお、政務調査費については、法第 100 条第 13 項の規定において政務調査費の根拠や交付の対象等は条例で定めること、また、同条第 14 項の規定において収

支報告書は議長に提出することが規定されている。

次に条例をみると、条例第11条に議長の調査の実施について、同第14条には政務調査費の交付に関し必要な事項は議長に委任することが規定されている。

加えて、本来、議員の自由と自律に委ねられるべき活動に立ち入ってまで調査を行い適否の判断をすることは、明らかに違法性が認められない限り執行機関としての知事はこれを控えざるを得ず、監査委員においても同様であると考える。

したがって、本件請求を棄却する。

10 議会に対する監査委員の要望

政務調査費は法令等により制度化され、その基本的な考え方としては、議会の自律性を尊重し、議会自らが適正な運用を図るべきものと解される。

一方、県民の税金を原資とする政務調査費の用途については、県民に対して透明性が確保されるよう議員自らが説明責任を果たすことが要請される。

したがって、下記の点について配慮し、政務調査費に係る具体的な用途基準や収支報告書について議会自ら主体性を発揮して改訂されるよう要望する。

政務調査費の用途基準については、全国都道府県議会議長会から示された「政務調査費の用途の基本的な考え方について」や他県の基準等を参考にし、支出項目毎の内容の詳細や政務調査費とそれ以外のものとの按分の考え方などを具体的に定めること

政務調査費収支報告書の提出にあたっては、その用途の確認がより正確にできるよう会計帳簿や証拠書類等の写しの添付を義務づけること